

群馬大学社会情報学部聴講生規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学社会情報学部（以下「本学部」という。）における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学社会情報学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第 3 条 聴講生として入学できる者は、学則第 24 条各号のいずれかに該当する者又は本学部において適当と認めた者とする。

(入学志願)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 写真（規格等は、別に定める。）

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第 5 条 聴講生の入学は、当該授業に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第 6 条 聴講生の在学期間は、6 月又は 1 年とする。ただし、事情によっては、学長の許可を得て、6 月又は 1 年に限り、その期間を延長することができる。

(聴講単位)

第 7 条 聴講生は、原則として一の学期に 10 単位まで授業を聴講することができる。ただし、特別の事情があると認められた場合は、15 単位まで授業を聴講することができる。

2 前項ただし書により 11 単位以上を聴講しようとする場合は、特別履修願を学部長を経て、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(試 験)

第 8 条 聴講生に対しては、試験を行わない。

(実験・実習経費等)

第9条 聴講生は、指導教員の許可を得て、実験・実習に出席することができる。

2 実験・実習に要する費用は、聴講生の負担とする。

(退学)

第10条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第11条 聴講生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すことがある。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。